

質問内容	回答
1 実施要領の6. 提案書作成要領(ク)に「業務のそれぞれに係る経費が分かるように見積書を作成すること」とありますが、内訳が分かるように作成するという認識で相違ございませんでしょうか。	お見込みのとおりです。
2 実施要領6.提案書作成要領(カ)業務経歴書には「※令和元年度から令和5年度の間実施した糖尿病性腎症糖尿病性腎症重症化予防業務及び健診異常値放置者受診勧奨業務の実績を記入すること(最大5件)」と記載ありますが、様式5業務経歴書の下部には「※実績は1項目につき1件とし、令和3年(2021年)5月31日までの実績を3件まで記載するものとする。」との記載になっています。こちら、どちらの注意事項を優先して作成すれば宜しいでしょうか。また、同じ自治体から一年単位、複数年に渡る重症化予防の契約履行実績がある場合、年度ごとに業務経歴書に記載しても宜しいでしょうか。1自治体につき1件の実績取扱いでしょうか。	実施要領の内容で作成をお願いします。それに伴い、様式5を変更いたしました。申し訳ございません。 また、実績の取扱いにつきましては1自治体につき1件の取扱いで記載をお願いします。
3 履行場所について「受注者の事務所ほか」とありますが、豊中市の施設を借りて実施することは可能でしょうか。	可能です。
4 業務の流れについて「参加者が希望する場合は、自宅への訪問、オンライン面談も可能とする。」とありますが、オンライン面談のみの対応は可能でしょうか。	オンライン面談のみの対応は不可です。面談については、市の施設等を使用した対面面談に加えて、可能性は低いですが参加者が希望する場合には、自宅への訪問もしくはオンライン面談のご対応をお願いすることがあります。
5 指導対象者について対象者の糖尿病性腎症の病期の想定を教えてください。	対象者は早期介入のため、おおむね糖尿病性腎症病期2～3期を想定しています。主治医からの紹介があった場合には、さらに早期の対象者への介入を行うことがあります。対象者の抽出条件は以下の通りです。 【対象者】 豊中市国民健康保険 および 社会保険 に加入しており、II型糖尿病治療中の患者で、70歳未満かつ 検査結果が以下の ア または イ に該当する者 ア. 尿たんぱく ±以上 イ. 血清クレアチニン検査によるeGFR 30～60ml/分/1.73m <sup>2</sup>
6 対象者の連携について市が参加勧奨し、参加確認書や生活指導確認書を受注者に提供いただけるタイミングを教えてください。	主治医から指導内容指示書を受け取り次第、参加者から受け取った参加申込書と併せて受注者へ提供します。
7 「実施要領 2.業務概要(5) 予定人数及び数量」において、「保健指導実施人数：20人、プログラム終了者 令和6年度：13人」とありますが、令和6年度の業務で、保健指導(面談2回、電話3回)を20人に実施し、令和5年度のプログラム終了者13名に対し、フォローアップ(3か月後に電話、6か月後に面談)をするという認識でよろしいでしょうか。また、令和5年度事業において何名中13名が終了したかを教えてください。	お見込みのとおりです。 令和5年度事業においては13名の参加があり、現在事業実施中です。令和5年度プログラム終了者数の最大人数が13名となります。
8 保健指導を行う専門職について「専門職(特定健康診査・・・手引き第4版)」について該当手引き内に「管理栄養士等」の記載があります。管理栄養士「等」には看護師も含まれているという認識でよろしいでしょうか。	当該手引きに記載の通り、「保健指導に関する一定の実務の経験を有する看護師」も可とします。「保健指導に関する一定の実務の経験」の内容については当該手引きに準じます。
9 対象者：「年間700人を上限」とありますが、送付時期や方法に決まりはありますか。(700人を一気に送るのか、100人×7回で送るのか、何月に送るのか、等)また、その後の電話架電について、時期の指定はありますか。(1か月以内に架電、等)	文書勧奨、電話勧奨ともに毎月の実施となります。発注者にて毎月対象者を抽出し、受注者にて受診勧奨文書の送付を行います。架電は対象者のもとに文書が到着後に開始します。
10 受診勧奨通知の作成・発送について通知書作成の際に、連携される情報について、どの情報が連携されるかを教えてください。(氏名・住所・検査値、等)	受診勧奨通知作成業務については、個人情報を含まないパンフレットの作成を想定しています。
11 「大阪府国民健康保険非肥満高血圧高血糖高値者受診勧奨推進事業に報告する対象者の一覧を作成」とありますが、どのようなデータが必要でしょうか。	事業対象該当者への受診勧奨通知発送日、受診勧奨結果等の一覧を作成していただきます。